

龍郷町空き家バンク制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、龍郷町における空き家の有効活用と、定住・移住による地域の活性化を図るため、龍郷町空き家バンク制度（以下「空き家バンク」という。）について必要な条項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家とは、個人の居住及び併用住宅（別荘、倉庫、店舗も含む）の営業等を目的として建築し、現在居住しておらず（近く居住しなくなる予定のものを含む。）町内に存在する建物及びその敷地をいう。
- (2) 所有者とは、空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買、賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンクとは、空き家の売買、賃貸を希望する所有者から申込みを受けた情報を、町内へ定住・移住等を目的として、空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、情報提供を行う制度をいう。
- (4) 利用希望者とは、龍郷町内で定住・移住を目的として空き家の購入、賃貸を希望する者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は空き家バンク以外による空き家取引を妨げるものではない。

(空き家の登録等)

第4条 空き家バンクによる空き家に関する登録を受けようとする所有者（以下「申込者」という。）は「空き家バンク利用誓約書」（様式第1号）、「空き家バンク登録者情報カード」（様式第2号。以下「登録カード」という。）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めるときは空き家バンク登録台帳に登録するものとする。ただし、当該空き家が次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 当該空き家が、第2条第1号の要件を満たしていないもの
- (2) 空き家の所有者が、第2条第2号の要件を満たしていないもの
- (3) その他町長が空き家バンクへの登録が適当でないと認めたもの

3 町長は必要に応じて当該申込みのあった空き家を調査することができる。

4 申込者は、前項の調査に協力するものとする。

5 町長は、第2項の規定による登録をしたときは、「空き家バンク完了通知書」（様式第3号）を申込者に通知するものとする。

6 町長は、第2項の規定により登録した台帳の情報について、前項の規定による登録完了通知書の通知を受けた申込者（以下（登録者）という。）の住所、氏名、権利関係、連絡先等の個人情報を除き、龍郷町ホームページ等に掲載し周知するものとする。
(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第5条 登録者は、登録事項に変更があったときは、「空き家バンク報告書」（様式第4号）に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて町長に届け出なければならない。

(空き家バンクの登録取り消し)

第6条 町長は、空き家に係る所有権その他権利に移動があったとき、又は登録者から「空き家バンク報告書」（様式第4号）の届出があったときは、空き家バンク登録台帳から削除するとともに、「空き家バンク完了通知書」（様式第3号）を当該登録者に通知するものとする。

(空き家利用希望者の利用申込み等)

第7条 空き家バンクを利用しようとする利用希望者は、「空き家バンク利用希望申込書」（様式第5号）及び「空き家バンク利用誓約書」（様式第1号）に必要事項を記入し、町長に提出しなければならない。

2 町長は前項の規定による利用登録の申し込みがあったときは、その内容等を確認の

上、適切であると認めるときは登録者に対して利用希望者の情報を、利用希望者にたいして空き家バンク登録台帳に登録された必要な登録者の情報をそれぞれ提供するものとする。また、当該登録者の代理又は媒介を行うものがある場合には、その者に対しても同様の情報を提供するものとする。

- 3 利用希望者は、空き家に定住又は定期的に滞在して、龍郷町の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と強調して生活するよう努めるものとする。

(登録者と利用希望者の交渉等)

第8条 町長は登録までの手続きを行い、登録者と利用希望者との空き家に関する交渉及び売買、賃貸等の契約については、直接これに関与しないものとする。

- 2 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。
- 3 登録者は交渉の結果について、「空き家バンク報告書」(様式第4号)により、町長に報告しなければならない。ただし、媒介業者に依頼している場合は媒介事業者による報告に替えることができる。

(個人情報の保護)

第9条 空き家バンク運用に関する個人情報の取り扱いについては、龍郷町個人情報保護条例(平成17年龍郷町条例第1号)の定めるところによる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。